

平成31年度

始 良 市 予 算 書

鹿 児 島 県 始 良 市

目 次

	頁
議案第 1 号 平成 3 1 年度始良市一般会計予算	1
議案第 2 号 平成 3 1 年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定予算	1 2
議案第 3 号 平成 3 1 年度始良市国民健康保険特別会計施設勘定予算	1 6
議案第 4 号 平成 3 1 年度始良市後期高齢者医療特別会計予算	1 9
議案第 5 号 平成 3 1 年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定予算	2 2
議案第 6 号 平成 3 1 年度始良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定予算	2 7
議案第 7 号 平成 3 1 年度始良市農業集落排水事業特別会計予算	3 0
議案第 8 号 平成 3 1 年度始良市農林業労働者災害共済事業特別会計予算	3 4

平成 3 1 年 度

始 良 市 一 般 会 計 予 算

議案第 1 号
議決第 号

平成31年度 始良市一般会計予算

平成31年度始良市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29,790,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

2019年(平成31年)2月18日提出

始良市長 湯元 敏浩

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位 : 千円)

款	項	金 額
1 市税		7, 0 5 8, 5 7 9
	1 市民税	3, 0 2 4, 3 0 0
	2 固定資産税	3, 2 3 1, 0 6 3
	3 軽自動車税	2 1 2, 5 0 0
	4 市たばこ税	4 1 0, 0 0 0
	5 入湯税	3, 0 1 6
	6 都市計画税	1 7 7, 7 0 0
2 地方譲与税		2 5 2, 0 0 0
	1 地方揮発油譲与税	7 2, 0 0 0
	2 自動車重量譲与税	1 8 0, 0 0 0
3 利子割交付金		9, 0 0 0
	1 利子割交付金	9, 0 0 0
4 配当割交付金		1 0, 0 0 0
	1 配当割交付金	1 0, 0 0 0
5 株式等譲渡所得割交付金		1 0, 0 0 0
	1 株式等譲渡所得割交付金	1 0, 0 0 0
6 地方消費税交付金		1, 3 0 0, 0 0 0
	1 地方消費税交付金	1, 3 0 0, 0 0 0
7 ゴルフ場利用税交付金		3 0, 0 0 0
	1 ゴルフ場利用税交付金	3 0, 0 0 0

(単位 : 千円)

款	項	金 額
8 自動車取得税交付金		3 5, 0 0 0
	1 自動車取得税交付金	3 5, 0 0 0
9 地方特例交付金		7 5, 0 0 0
	1 地方特例交付金	7 5, 0 0 0
10 地方交付税		7, 3 0 0, 0 0 0
	1 地方交付税	7, 3 0 0, 0 0 0
11 交通安全対策特別交付金		1 3, 3 0 0
	1 交通安全対策特別交付金	1 3, 3 0 0
12 分担金及び負担金		2 8 5, 0 8 8
	1 分担金	1 9, 8 4 6
	2 負担金	2 6 5, 2 4 2
13 使用料及び手数料		5 5 1, 7 0 0
	1 使用料	3 6 1, 2 0 9
	2 手数料	1 9 0, 4 9 1
14 国庫支出金		5, 0 3 1, 5 4 1
	1 国庫負担金	4, 2 7 3, 6 1 0
	2 国庫補助金	7 4 5, 3 4 9
	3 国庫委託金	1 2, 5 8 2
15 県支出金		2, 4 7 1, 1 3 4
	1 県負担金	1, 6 1 6, 7 2 8

(単位 : 千円)

款	項	金 額
	2 県補助金	6 8 8, 3 8 9
	3 県委託金	1 6 6, 0 1 7
16 財産収入		5 7, 9 7 9
	1 財産運用収入	2 7, 9 7 8
	2 財産売払収入	3 0, 0 0 1
17 寄附金		3 0, 0 0 2
	1 寄附金	3 0, 0 0 2
18 繰入金		1, 8 5 2, 2 5 9
	1 基金繰入金	1, 8 5 2, 2 5 6
	2 特別会計繰入金	3
19 繰越金		2 2 3, 2 8 3
	1 繰越金	2 2 3, 2 8 3
20 諸収入		2 8 9, 1 7 5
	1 延滞金、加算金及び過料	1 1, 0 0 1
	2 市預金利子	1, 0 0 0
	3 貸付金元利収入	7 6, 6 0 1
	4 雑入	2 0 0, 5 7 3
21 市債		2, 9 0 4, 9 6 0
	1 市債	2, 9 0 4, 9 6 0
歳 入	合 計	2 9, 7 9 0, 0 0 0

(歳出)

(単位 : 千円)

款	項	金 額
1 議会費		2 1 8, 5 4 4
	1 議会費	2 1 8, 5 4 4
2 総務費		2, 9 4 7, 3 3 3
	1 総務管理費	2, 2 0 8, 2 0 6
	2 徴税費	4 1 6, 7 9 3
	3 戸籍住民基本台帳費	2 1 9, 6 1 0
	4 選挙費	6 4, 6 2 3
	5 統計調査費	1 6, 5 9 3
	6 監査委員費	2 1, 5 0 8
3 民生費		1 3, 1 2 9, 5 4 6
	1 社会福祉費	5, 9 7 3, 6 8 5
	2 児童福祉費	5, 4 0 1, 9 2 7
	3 生活保護費	1, 7 5 3, 9 3 4
4 衛生費		2, 7 3 3, 4 1 5
	1 保健衛生費	1, 1 9 6, 6 5 7
	2 清掃費	1, 5 3 6, 7 5 8
5 労働費		9, 9 2 3
	1 労働諸費	9, 9 2 3
6 農林水産業費		8 6 9, 2 8 9
	1 農業費	6 9 5, 6 7 1

(単位 : 千円)

款	項	金 額
	2 林業費	1 6 6, 1 1 1
	3 水産業費	7, 5 0 7
7 商工費		3 0 9, 0 5 5
	1 商工費	3 0 9, 0 5 5
8 土木費		2, 3 5 0, 9 6 8
	1 土木管理費	1 0 8, 8 7 0
	2 道路橋りょう費	1, 0 4 2, 0 0 2
	3 河川費	2 6, 0 0 0
	4 港湾費	1, 0 8 0
	5 都市計画費	7 9 0, 8 6 6
	6 住宅費	3 8 2, 1 5 0
9 消防費		1, 0 1 1, 0 6 9
	1 消防費	1, 0 1 1, 0 6 9
10 教育費		2, 3 1 9, 8 9 5
	1 教育総務費	3 5 6, 4 0 0
	2 小学校費	4 9 5, 7 3 6
	3 中学校費	1 5 4, 8 6 8
	4 幼稚園費	1 7 3, 2 9 1
	5 社会教育費	3 6 9, 2 0 2
	6 保健体育費	7 7 0, 3 9 8

(単位 : 千円)

款	項	金 額
11 災害復旧費		3 9, 5 9 5
	1 農林水産業施設災害復旧費	2 2, 2 8 0
	2 公共土木施設災害復旧費	1 7, 3 1 5
12 公債費		3, 8 2 1, 3 6 8
	1 公債費	3, 8 2 1, 3 6 8
13 予備費		3 0, 0 0 0
	1 予備費	3 0, 0 0 0
歳 出	合 計	2 9, 7 9 0, 0 0 0

第 2 表

債 務 負 担 行 為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
1 加治木・蒲生総合支所庁舎建設基本計画策定支援業務委託に伴う債務負担	平成32年度まで	5, 0 0 0
2 一般廃棄物処理基本計画中間見直し等業務委託に伴う債務負担	平成32年度まで	2, 6 4 0
3 吉田清掃センター解体事業に伴う債務負担	平成32年度まで	2 8 5, 8 2 6
4 学校施設長寿命化計画策定事業に伴う債務負担	平成32年度まで	6, 9 5 0
5 文化会館指定管理料	平成32年度から 平成35年度まで	1 9 2, 8 0 0
6 働く女性の家指定管理料	平成32年度から 平成35年度まで	3 8, 9 0 8

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
7 蒲生観光交流センター指定管理料	平成32年度から 平成35年度まで	41,560
8 蒲生観光交流センター（別館）指定管理料	平成32年度から 平成35年度まで	34,320
9 蒲生ふるさと交流館指定管理料	平成32年度から 平成35年度まで	17,204

第 3 表

地 方 債

(単位；千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
過疎地域自立促進事業（過疎）	47,100	証書借入	年4.0%以内	政府資金はその貸付条件により、銀行その他の資金については債権者との協定によるものとする。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。
高齢者福祉センター整備事業	1,800	又 は	(ただし、利率見直し	
吉田清掃センター解体事業（除却）	172,000	証券発行	方式で借り入れる資金	
龍門滝温泉整備事業	342,300		について、利率の見直し	
くすの湯整備事業（過疎）	13,000		を行った後において	
競争力強化基盤整備事業	16,100		は、当該見直し後の利率)	
農村地域防災減災事業	8,900			
農業基盤促進事業	14,500			
農地中間管理機構関連農地整備事業	4,500			
さえずりの森整備事業	7,100			
農山漁村地域整備交付金林道事業	9,800			
県単補助治山事業	5,200			
観光地整備事業	18,100			
一般単独道路整備事業	176,400			
地方改善施設整備事業	15,500			
社会資本整備総合交付金事業（道路）	133,000			
過疎道路整備事業	53,000			
橋りょう整備事業	40,500			
急傾斜地崩壊対策事業	11,100			
自然災害防止事業	2,000			
一般単独事業（街路）	5,200			
社会資本整備総合交付金事業（公園）	103,500			

(単位；千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
社会資本整備総合交付金事業（街路）	83,400	証書借入	年4.0%以内	政府資金はその貸付条件により、銀行その他の資金については債権者との協定によるものとする。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。
フットボールセンター整備事業	21,400	又 は	（ただし、利率見直し	
排水路整備事業	81,000	証券発行	方式で借り入れる資金	
公営住宅建設事業	83,300		について、利率の見直し	
避難所整備事業	1,700		を行った後において	
消防防災施設整備事業	38,400		は、当該見直し後の利率	
教職員住宅解体事業	9,800			
小学校施設整備事業	126,900			
小学校施設整備事業（過疎）	12,700			
中学校施設整備事業	2,900			
文化財保護整備事業	7,400			
体育施設整備事業	3,800			
国体用体育施設整備事業	39,900			
国体用体育施設整備事業（過疎）	103,600			
学校給食施設整備事業	12,800			
図書館整備事業	4,300			
現年土木施設災害復旧事業	3,400			
現年耕地災害復旧事業	3,100			
現年林道災害復旧事業	1,500			
合併推進事業債（庁舎建設）	36,500			
合併推進事業債（土木）	61,200			
臨時財政対策債	800,000			
加治木文化会館建設事業債借換債	165,360			
合計	2,904,960			

平成 3 1 年 度

始良市国民健康保険特別会計事業勘定予算

議案第 2 号

議決第 号

平成31年度 始良市国民健康保険特別会計事業勘定予算

平成31年度始良市の国民健康保険特別会計事業勘定の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,089,314千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した保険給付費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

2019年(平成31年)2月18日提出

始良市長 湯元 敏浩

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

(歳入)

(単位 : 千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険税		1, 3 7 2, 4 5 7
	1 国民健康保険税	1, 3 7 2, 4 5 7
2 一部負担金		2
	1 一部負担金	2
3 使用料及び手数料		1, 0 0 0
	1 手数料	1, 0 0 0
4 都道府県支出金		6, 8 5 0, 0 9 9
	1 都道府県負担金・補助金	6, 8 5 0, 0 9 9
5 財産収入		2
	1 財産運用収入	2
6 繰入金		7 1 5, 9 6 6
	1 他会計繰入金	7 1 5, 9 6 5
	2 基金繰入金	1
7 繰越金		1 2 9, 6 8 0
	1 繰越金	1 2 9, 6 8 0
8 諸収入		2 0, 1 0 8
	1 延滞金、加算金及び過料	1 0, 0 0 3
	2 預金利子	1
	3 雑入	1 0, 1 0 4
歳 入	合 計	9, 0 8 9, 3 1 4

(歳出)

(単位 : 千円)

款	項	金 額
1 総務費		4 0, 4 1 3
	1 総務管理費	1 6, 2 4 0
	2 徴税費	7, 7 5 7
	3 運営協議会費	1 8 8
	4 医療費適正化対策事業費	1 6, 2 2 8
2 保険給付費		6, 7 4 3, 9 6 3
	1 療養諸費	5, 7 0 2, 8 0 3
	2 高額療養費	1, 0 1 4, 1 0 0
	3 移送費	1 0 0
	4 出産育児諸費	2 4, 3 6 0
	5 葬祭諸費	2, 6 0 0
3 国民健康保険事業費納付金		2, 1 6 0, 6 7 0
	1 医療給付費分	1, 5 2 9, 2 0 3
	2 後期高齢者支援金等分	4 7 4, 2 3 8
	3 介護納付金分	1 5 7, 2 2 9
4 共同事業拠出金		3
	1 共同事業拠出金	3
5 保健事業費		1 0 7, 8 2 1
	1 特定健康診査等事業費	7 2, 0 1 3
	2 保健事業費	3 5, 8 0 8

(単位 : 千円)

款	項	金 額
6 基金積立金		2
	1 基金積立金	2
7 公債費		2 0
	1 公債費	2 0
8 諸支出金		2 7, 4 2 2
	1 償還金及び還付加算金	7, 4 2 1
	2 延滞金	1
	3 繰出金	2 0, 0 0 0
9 予備費		9, 0 0 0
	1 予備費	9, 0 0 0
歳 出	合 計	9, 0 8 9, 3 1 4

平成 3 1 年 度

始良市国民健康保険特別会計施設勘定予算

議案第 3 号

議決第 号

平成 3 1 年度 始良市国民健康保険特別会計施設勘定予算

平成 3 1 年度始良市の国民健康保険特別会計施設勘定の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6 0 , 8 7 2 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、8 , 0 0 0 千円と定める。

2 0 1 9 年 (平成 3 1 年) 2 月 1 8 日提出

始良市長 湯元 敏浩

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

(歳入)		(単位 : 千円)
款	項	金 額
1 診療収入		2 5 , 8 5 9
	1 外来収入	2 4 , 8 6 9
	2 その他の診療収入	9 9 0
2 使用料及び手数料		6
	1 使用料	1
	2 手数料	5
3 財産収入		1
	1 財産売払収入	1
4 繰入金		3 1 , 0 9 8
	1 他会計繰入金	3 1 , 0 9 8
5 繰越金		3 , 9 0 6
	1 繰越金	3 , 9 0 6
6 諸収入		2
	1 市預金利子	1
	2 雑入	1
歳 入 合 計		6 0 , 8 7 2

(歳出)

(単位 : 千円)

款	項	金 額
1 総務費		4 4, 3 1 4
	1 施設管理費	4 3, 8 6 9
	2 研究研修費	4 4 5
2 医業費		1 4, 9 5 0
	1 医業費	1 4, 9 5 0
3 公債費		1, 1 0 8
	1 公債費	1, 1 0 8
4 予備費		5 0 0
	1 予備費	5 0 0
歳 出	合 計	6 0, 8 7 2

平成 3 1 年 度

始良市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 4 号

議決第 号

平成 3 1 年度 始良市後期高齢者医療特別会計予算

平成 3 1 年度始良市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 0 0 7, 4 4 8 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

2 0 1 9 年 (平成 3 1 年) 2 月 1 8 日提出

始良市長 湯元 敏浩

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

(歳入)

(単位 : 千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		6 8 9, 2 7 1
	1 後期高齢者医療保険料	6 8 9, 2 7 1
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 繰入金		3 0 2, 4 7 0
	1 一般会計繰入金	3 0 2, 4 7 0
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1 5, 7 0 5
	1 延滞金、加算金及び過料	1 0 0
	2 償還金及び還付加算金	6 5 0
	3 市預金利子	1
	4 受託事業収入	1
	5 雑入	1 4, 9 5 3
歳 入	合 計	1, 0 0 7, 4 4 8

(歳出)

(単位 : 千円)

款	項	金 額
1 総務費		1 0, 6 1 5
	1 総務管理費	9, 2 3 9
	2 徴収費	1, 3 7 6
2 後期高齢者医療広域連合納付金		9 4 9, 7 8 5
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	9 4 9, 7 8 5
3 保健事業費		4 6, 3 9 7
	1 健康保持増進事業費	4 6, 3 9 7
4 諸支出金		6 5 1
	1 償還金及び還付加算金	6 5 0
	2 繰出金	1
歳 出	合 計	1, 0 0 7, 4 4 8

平成 31 年度

始良市介護保険特別会計保険事業勘定予算

議案第 5 号

議決第 号

平成31年度 始良市介護保険特別会計保険事業勘定予算

平成31年度始良市の介護保険特別会計保険事業勘定の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,668,339千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した保険給付費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

2019年(平成31年)2月18日提出

始良市長 湯元 敏浩

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

(歳入)

(単位 : 千円)

款	項	金 額
1 保険料		1, 3 2 0, 8 1 5
	1 介護保険料	1, 3 2 0, 8 1 5
2 使用料及び手数料		6 2
	1 手数料	6 2
3 国庫支出金		1, 6 3 2, 6 2 9
	1 国庫負担金	1, 1 1 7, 2 5 0
	2 国庫補助金	5 1 5, 3 7 9
4 支払基金交付金		1, 7 3 8, 2 6 8
	1 支払基金交付金	1, 7 3 8, 2 6 8
5 県支出金		9 6 3, 3 2 9
	1 県負担金	9 1 5, 9 5 0
	2 県補助金	4 7, 3 7 8
	3 財政安定化基金支出金	1
6 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
7 繰入金		9 9 1, 9 6 3
	1 一般会計繰入金	9 4 1, 9 6 3
	2 基金繰入金	5 0, 0 0 0
8 繰越金		2 1, 0 8 3
	1 繰越金	2 1, 0 8 3

(単位 : 千円)

款	項	金 額
9 諸収入		1 8 9
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 市預金利子	1
	3 雑入	1 8 6
歳 入	合 計	6, 6 6 8, 3 3 9

(歳出)

(単位 : 千円)

款	項	金 額
1 総務費		9 7, 6 1 8
	1 総務管理費	9, 0 3 4
	2 徴収費	1, 1 6 7
	3 介護認定審査会費	8 4, 9 4 6
	4 趣旨普及費	3 2 4
	5 運営推進協議会費	2, 1 4 7
2 保険給付費		6, 2 5 6, 0 1 1
	1 介護サービス等諸費	5, 5 0 8, 0 0 5
	2 介護予防サービス等諸費	2 9 4, 0 0 4
	3 その他諸費	7, 0 0 0
	4 高額介護サービス等費	1 5 5, 5 0 0
	5 高額医療合算介護サービス等費	2 0, 5 0 0
	6 特定入所者介護サービス等費	2 7 1, 0 0 2
3 地域支援事業費		3 0 8, 8 7 7
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	1 5 5, 7 0 0
	2 一般介護予防事業費	2 6, 6 3 0
	3 包括的支援事業・任意事業費	1 2 5, 8 4 7
	4 その他諸費	7 0 0
4 基金積立金		1
	1 基金積立金	1

(単位 : 千円)

款	項	金 額
5 公債費		3 0
	1 公債費	3 0
6 諸支出金		8 0 2
	1 償還金及び還付加算金	8 0 1
	2 繰出金	1
7 予備費		5, 0 0 0
	1 予備費	5, 0 0 0
歳 出	合 計	6, 6 6 8, 3 3 9

平成 31 年 度

始良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定予算

議案第 6 号

議決第 号

平成 3 1 年度 始良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定予算

平成 3 1 年度始良市の介護保険特別会計介護サービス事業勘定の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5 3, 3 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

2 0 1 9 年 (平成 3 1 年) 2 月 1 8 日提出

始良市長 湯元 敏浩

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算

(歳入)

(単位 : 千円)

款	項	金 額
1 サービス収入		3 1, 8 0 8
	1 サービス収入	3 1, 8 0 8
2 繰入金		2 1, 2 8 0
	1 繰入金	2 1, 2 8 0
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		2 1 1
	1 市預金利子	1
	2 雑入	2 1 0
歳 入 合 計		5 3, 3 0 0

(歳出)

(単位 : 千円)

款	項	金 額
1 介護予防サービス計画作成事業費		5 3, 2 9 9
	1 介護予防サービス計画作成事業費	5 3, 2 9 9
2 諸支出金		1
	1 繰出金	1
歳 出	合 計	5 3, 3 0 0

平成 3 1 年 度

始良市農業集落排水事業特別会計予算

議案第 7 号

議決第 号

平成31年度 始良市農業集落排水事業特別会計予算

平成31年度始良市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ169,645千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

2019年(平成31年)2月18日提出

始良市長 湯元 敏浩

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

(歳入)

(単位 : 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		1 4, 6 2 3
	1 使用料	1 4, 6 2 2
	2 手数料	1
2 国庫支出金		3 5, 2 7 5
	1 国庫補助金	3 5, 2 7 5
3 県支出金		4, 0 9 1
	1 県補助金	4, 0 9 1
4 繰入金		4 7, 4 5 2
	1 一般会計繰入金	4 7, 4 5 2
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		3
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 市預金利子	1
7 市債		6 8, 2 0 0
	1 市債	6 8, 2 0 0
歳 入	合 計	1 6 9, 6 4 5

(歳出)

(単位 : 千円)

款	項	金 額
1 総務費		3 6, 6 3 3
	1 総務管理費	3 6, 6 3 3
2 施設整備費		9 0, 5 5 0
	1 施設整備費	9 0, 5 5 0
3 公債費		4 1, 9 6 2
	1 公債費	4 1, 9 6 2
4 予備費		5 0 0
	1 予備費	5 0 0
歳 出	合 計	1 6 9, 6 4 5

第 2 表

地 方 債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
農 業 集 落 排 水 事 業	68,200	証書借入 又 は 証券発行	年4.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率)	政府資金はその貸付条件によ り、銀行その他の資金につい ては債権者との協定によるもの とする。ただし、財政の都合によ り、据置期間中であっても繰上 償還し、償還年限を短縮し、又 は低利債に借り換えることがで きるものとする。
合 計	68,200			

平成 3 1 年 度

始良市農林業労働者災害共済事業特別会計予算

議案第 8 号

議決第 号

平成 3 1 年度 始良市農林業労働者災害共済事業特別会計予算

平成 3 1 年度始良市の農林業労働者災害共済事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 9 8 9 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

2 0 1 9 年 (平成 3 1 年) 2 月 1 8 日提出

始良市長 湯元 敏浩

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

(歳入)

(単位 : 千円)

款	項	金 額
1 農林業災害共済掛金		1, 1 5 5
	1 災害共済掛金	1, 1 5 5
2 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
3 繰入金		8 3 1
	1 基金繰入金	8 3 1
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1
	1 市預金利子	1
歳 入	合 計	1, 9 8 9

(歳出)

(単位 : 千円)

款	項	金 額
1 総務費		1 5 2
	1 総務管理費	1 5 2
2 農林業災害共済事業費		1, 8 3 6
	1 災害共済補償費	1, 8 3 6
3 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
歳 出	合 計	1, 9 8 9

